

無害化処理認定施設の活用について

環境省が進めている無害化処理認定施設での処理が早ければ今年中に始まる予定となり、J E S C O 東京事業所においては、その準備を進めているところである。

払出しの対象は、P C B の含有濃度 5000mg/kg 以下の物で作業スペースに置かれていて作業の支障となっている保護具などの廃プラスチック類や廃活性炭等が入っているドラム缶、及び処理遅れの原因の一つであるコンデンサ素子に含まれる絶縁紙やフィルムを優先的に払出すこととしている。

注：絶縁紙は加熱後スラリー化し水熱酸化分解処理を行っているが、絶縁紙中に含まれる無機物（主にアルミ）が冷却器配管に付着し、閉塞の原因となっている。コンデンサフィルムは洗浄処理を行っているが、洗浄装置に持ち込む P C B 量が多いため、洗浄液を交換する頻度が高くなるが、洗浄液の再生が間に合わず、その結果洗浄装置の稼働率低下の原因となっている。

1. 払出しの条件について

- 払出濃度：P C B 濃度が 5000mg/kg 以下
- 払出開始時期：今年中（予定）
- 払出対象物：防護服等の保護具類、洗浄等の処理工程を経た絶縁紙など
（※廃活性炭は今年度中の払出を予定）
- 月払出重量：10t／月程度
- 払出形態：40L 医療産廃ペール缶(プラスチック製)

2. 産廃処理業者（予定）

- 株式会社クレハ環境（福島県）
- 株式会社富山環境整備（富山県）
- その他（神奈川県、千葉県等）

3. 払出しの運搬荷姿

国が定める P C B 廃棄物収集・運搬ガイドラインに従うとともに、振動等により破損しても環境中に P C B が飛散、流出しないよう安全対策を講じた運搬荷姿とする。

以上